

二、立候補地区並に候補者世定の基準

(イ) 府県台座選挙は、候補者を立てると否とに拘らず、右の中心目標の下に、全国一斉に統一助に非ざるべきものであるが、適当な候補者を立て得る地方では、無論、候補者を立て、非はうが、
(ロ) 立候補地区としては、統評評会、農氏組合の非大強化、もしくはそれら組合の組織維持のまじりに候補者を立て、非はうが有効だと考へらるる地区を遂定すべきである。
(ハ) その意味に於て左の候補地が挙げられる。

- 一、大阪
 - 二、京都
 - 三、兵庫
 - 四、岡山
 - 五、新潟
 - 六、静岡
 - 七、茨城
 - 八、愛知
- (三) 候補者を立て、辛うたが故に、かへつて、後の運命がやりにくくなるとやうなところでは、断じて候補者を立てるべきではない。(ハ) 党、並に

組合の組織が微弱な地区で無理に候補者を立てるときは、我々の選挙は度々として個人中心の、当選者一主義に陥り、且つ大衆に餘りたゞの財政的負擔を負はせるやうになり、結局悪い結果が生じる。(ホ) その意味に於て我々は、この際、候補者を多く立てようとする方針を絶対に排して、厳正主義を採用すべきである。

- (ハ) 候補者世定の標準は左の通り、
 - 一、我党の議員として、党の当面の諸任務の遂行のため充分活動し得る人。
 - 二、当選後、当支部機関に絶対に服従する見込の充分にある人。
 - 三、議員としての傾向の絶対にない人。
- (ト) 立候補の未定は、中央委員会に於てなすこと。

三、選挙カンパニアの組織

(イ) 選挙手争のための組織としては、理想的には何れ地方選挙手争同盟の組織が作られねばならぬ、その組織は左の通りである。